

〔旧〕 株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定めた件_13

平成31年 3月29日財務省・農林水産省・経済産業省告示第2号

改正：令和 2年 3月19日財務省・農林水産省・経済産業省告示第3号（株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定めた件）

改正前	改正後
-改正法・附則・題名- ～令和 2年 3月19日 財務省・農林水産省・経済産業省 告示 第3号～	
施行日：令和 2年 3月19日	
◆追加◆	附 則(令和二・三・一九財務・農水・経産告三)
-改正法・附則- ～令和 2年 3月19日 財務省・農林水産省・経済産業省 告示 第3号～	
施行日：令和 2年 3月19日	
◆追加◆	この告示は、公布の日から施行する。 〔後略〕
